

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の
署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会会議録

令和5年6月12日 午後 2時56分 開 会

出 席 委 員

委 員 長	矢 口 龍 人
副委員長	櫻 井 繁 行
委 員	佐 藤 文 雄
委 員	岡 崎 勉
委 員	来 栖 丈 治
委 員	設 楽 健 夫
委 員	小 倉 博
委 員	櫻 井 健 一
委 員	鈴 木 貞 行
委 員	服 部 栄 一
委 員	石 澤 正 広
委 員	鈴 木 更 司
委 員	塚 本 直 樹
委 員	井 出 有 史

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

な し

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局	局 長	金 子 俊 文
	局 長 補 佐	谷 中 博 文
	係 長	折 本 尚 充

議 事 日 程

令和5年6月12日（月曜日）午後 2時56分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 正副委員長の互選について
 - (2) 閉会中の継続審査について
 - (3) その他
3. 閉 会

開 会 午後 2時56分

○佐藤文雄臨時委員長

それでは、これより、私が、委員長が互選されるまでの間、委員長の職務を行います。
よろしくお願いたします。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を開会いたします。

次に、書記に折本係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、委員長の互選を行います。

委員会条例第9条の規定により、委員長は委員会において互選することになっております。

お諮りいたします。

委員長の互選は、先例により指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄臨時委員長

ご異議なしと認め、指名推選といたします。

○櫻井繁行委員

非常に趣のある調査委員会になりますので、ぜひ発議者の矢口龍人委員が委員長に適任だと思いますので、推薦させていただきます。

○矢口龍人委員

私が委員長をやるわけがないでしょう。勘弁してくださいよ。

○佐藤文雄臨時委員長

今、発議者だということで私はなれないというふうなことを矢口龍人委員が言いましたが、今指名をなされたのが櫻井繁行委員ですよ。ですから、この指名でいいかどうか、決を採りたいと思いますが、いかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄臨時委員長

それでは、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○佐藤文雄臨時委員長

圧倒的多数で委員長は矢口龍人委員に決まりました。
それでは、交代をいたします。矢口龍人委員よろしく。
暫時休憩します。 [午後2時57分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後2時58分]
次に、副委員長の互選を行います。
委員会条例第9条の規定により、副委員長は委員会において互選することになっております。
お諮りいたします。
副委員長の互選は、先例により指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。
よって、指名推選といたします。
どなたか、指名をしてください。
[「委員長一任」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、櫻井繁行委員を副委員長に指名いたします。
よろしいですか。
櫻井繁行委員を副委員長とすることにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。
よって、副委員長に櫻井繁行委員が当選されました。
それでは、そのように議長に報告させていただきます。
本委員会につきましては、本定例会会期中では十分な審査時間が取れないことから、閉会後も審査を継続したいと思います。
それでは、閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。
閉会中の継続審査申出書（案）についてお目通しを願います。
ここで暫時休憩といたします。

○矢口龍人委員長

暫時休憩します。 [午後2時58分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後2時58分]
お諮りいたします。
本案のとおり議長宛てに閉会中の継続審査について申し出ることにご異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、そのように議長宛てに申し出させていただきます。
以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、以上で「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を散会いたします。

次回の本委員会につきましては、追って各委員に連絡いたします。

以上です。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時01分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する
疑念に関する調査特別委員会

委員長 矢 口 龍 人